

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」 の改正について

(趣旨)

一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査において確認すべき事項を記載した「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」(以下「監査確認事項」という。)について、電気事業会計規則及び電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことから、送配電部門収支計算書等をより適正かつ明確な記載とするための改正について、事務局案をご審議いただく。

1. 監査確認事項の改正の概要 (別紙 1、2)

(1) 指定区域供給及び配電事業に係る収益・費用の追加等 (監査確認事項 1. 及び 2.)

2022年4月より、電力系統の一部区域を主要系統から切り離して独立系統化し、当該区域において一般送配電事業者が系統運用と小売供給を一体的に行うことを可能とする制度(指定区域供給制度)が創設された。また、特定の区域において、一般送配電事業者等の送配電網を活用して、新たな事業者が配電事業を行うことができる制度(配電事業制度)も創設された。これらを踏まえ、一般送配電事業者の収支を適切に管理するため、電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことにより、以下の改正を行う。

- ・「離島供給」を「離島等供給」へ改正(「等」は指定区域供給を指す。)等
- ・一般送配電事業者が配電事業者に支払った譲受・借受価格等の定期支払額の項目(接続供給託送料)を追加

(2) 収益認識に関する会計基準の適用による会計処理の変更等に伴う改正 (監査確認事項 1.、2. 及び 6.)

電灯料及び電力料に計上されていた「再エネ特措法賦課金」について、2021年度から収益として認識しない会計処理となるため、電気事業会計規則及び電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことにより、以下の改正を行う。

- ・「電灯料」及び「電力料」から「再エネ特措法賦課金が除かれている」を削除等

(3) インバランス収支計算書の改正に伴う改正 (監査確認事項 7.)

2021年1月のインバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バラシンググループごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整し、この調整後に残る収支、追加供給力(kW)及びkWh公募の費用及び一般送配電事業者間の需給調整のための収入や費用は、現行のインバランス収支として管理するため、電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことにより、以下の改正を行う。

- ・インバランス収支計算書にインバランス調整、kW・kWh公募及び広域需給調整

38 に係る収支が計上できる項目を追加等

39
40 (4) その他所要の改正

41
42 2. 今後の予定

43 ご了承の後、速やかに委員会HPにて公表することとしたい。

44
45
46 **【補足説明】「電気事業の託送供給等収支に関する監査について（監査確認事項）」の概要**

47 **■ 監査確認事項の用途**

- 48 ① 監査確認事項は、当委員会が、電気事業法第105条に基づく、電気事業監査規程第
49 5条（4）に係る一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査を行うに際し、確
50 認すべき事項として用いるものである。
- 51 ② また、一般送配電事業者が公認会計士又は監査法人から電気事業託送供給等収支計
52 算規則第3条に基づく証明書を取得する際に、当該公認会計士又は監査法人が確認す
53 るべき事項としても用いられるものである。

54
55 **■ 監査確認事項の制定の背景（当時）**

- 56 ① 2016年改正前の電気事業託送供給等収支計算規則では、送配電部門収支計算書等の
57 作成にあたり、電気事業に係る総収益・費用から送配電部門の収益・費用を抽出する
58 よう規定されていたが、同年4月1日に施行された改正後の同収支計算規則では、送
59 配電部門の法的分離を見据えて、送配電部門の収益・費用を直接記載する規定となっ
60 た。
- 61 ② したがって、送配電部門の法的分離がなされるまでの間においては、当該一般送配
62 電事業者の託送供給等収支について、電気事業に係る総収益・費用から送配電部門の
63 収益・費用が適正に抽出されているか監査する必要がある。
- 64 ③ 監査確認事項は、その際の確認事項を明確にするため、その内容を記した内規とし
65 て策定し公表しているものである。
- 66
67

関係条文

68

69

70 ■ 電気事業法

71 (一般送配電事業等の業務に関する会計整理等)

72 第二十二條 一般送配電事業者は、一般送配電事業以外の事業を営む場合には、経済産業省
73 令で定めるところにより、一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務に
74 関する会計を整理しなければならない。

75 2 前項の場合において、一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項
76 の整理の結果を公表しなければならない。

77

78 (監査)

79 第五五條 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及
80 び経理の監査をしなければならない。

81

82 ■ 電気事業監査規程

83 (監査事項)

84 第五條 電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定による次の各号に掲げる監
85 査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

86 (1)～(3) (略)

87 (4) 託送供給等収支に関する監査 電気事業託送供給等収支計算規則 (平成18年経済産
88 業省令第2号) で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算
89 に関する事項、送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項及び配電事業者が
90 行う託送供給等収支の計算に関する事項

91 (5)～(7) (略)

92

93 ■ 電気事業託送供給等収支計算規則

94 (託送供給等収支の整理等)

95 第二條 一般送配電事業者(以下「事業者」という。)は、法第二十二條第一項の規定により、
96 一般送配電事業の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務(以下この条において「託送
97 供給等の業務」という。)に関する会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う託送
98 供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第一に掲げる基準に基づき、
99 様式第一に整理しなければならない。

100 2 前項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、託送供給等の業務に関する会
101 計を整理することが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経
102 済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式第一に整理することができる。この場
103 合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

104

105 (証明書)

106 第三条 事業者は、様式第一が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た
107 基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士(公認会計士法(昭和二十
108 三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第七条及び第
109 十一条において同じ。)又は監査法人による証明書を得なければならない。

110

111 (収支計算書の公表等)

112 第四条 事業者は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十二条第二項の規定によ
113 る公表をしなければならない。

114 2 事業者が法第二十二条第二項の規定により公表すべき書類は、様式第一とし、一般送配
115 電事業の業務を行う場所における公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法によ
116 り公表するものとする。

117 3 事業者は、第一項の規定により公表を行う場合は、前条に規定する証明書を経済産業大
118 臣に提出しなければならない。

119

電気事業の託送供給等収支に関する監査について

制定 平成 29 年 1 月 16 日

20170116電委第1号

改正 平成 30 年 3 月 30 日

20180329電委第1号

改正 平成 31 年 3 月 28 日

20190327電委第4号

改正 令和 4 年 6 月 ● 日●●●●●●●●電委第●号

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業監査規程（20150901 電委第 8 号）第 5 条（4）に規定する託送供給等収支に関する一般送配電事業者の監査（以下単に「監査」という。）については、例えば、以下の事項を確認することとする。ただし、下記 1. から 5. までは、発電事業又は小売電気事業を営む一般送配電事業者の監査に限り適用する。なお、この確認事項で使用する用語は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号）、電気事業託送供給等収支計算規則、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）及び電源線に係る費用に関する省令（平成 16 年経済産業省令第 119 号）において使用する用語の例による。

1. 電気事業営業収益のうち、送配電部門の収益が、電気事業託送供給等収支計算規則別表第 1 「事業者に係る託送供給等収支配分基準」（以下「本基準」という。） 1. に基づき、次のとおり整理されていること。
 - (1) 電灯料は、離島等供給及び最終保障供給に係る収益に限られており、~~再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再エネ特措法賦課金」という。）が除かれている。~~
 - (2) 電力料は、離島等供給及び最終保障供給に係る収益に限られており、~~再エネ特措法賦課金が除かれている。~~
 - (3) 地帯間販売電源料は、送配電部門が販売した電気の料金に限られている。
 - (4) 地帯間販売送電料は、電源線に係る収益が除かれている。
 - (5) 他社販売電源料は、送配電部門が販売した電気の料金に限られている。
 - (6) 託送収益は、電源線に係る収益が除かれている。
 - (7) 電気事業雑収益は、次の額の合計額である。
 - ① 接続検討料収益、~~変更賦課金収益及び~~自家発並列料（発電設備の系統連系に伴い不可避免的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益をいう。）

及び災害等扶助交付金

- ② 契約超過金収益、違約金収益、延滞利息収益（小売電気事業に係る料金又は託送供給等に係る料金の支払期日経過後に発生する利息に係る収益をいう。）、臨時工事費収益、諸工料収益、検査料収益及び諸弁償代収益（電気工作物等の設備の賠償に伴い受領した収益をいう。）（以下「契約超過金収益等」と総称する。）のうち、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に基づき収受した収益
- ③ 電気事業雑収益（①に掲げるもの及び契約超過金収益等を除く。）に費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める本基準2. 及び3. に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
- (8) 遅収加算料金は、当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（(7) ①に掲げるもの及び契約超過金収益等を除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額に占める本基準1. 及び3. に定めるところにより送配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（(7) ①及び②に掲げるものを除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限られている。
2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2. (1) に基づき、次のとおり整理されていること。
- (1) 一般管理費は、次のとおり整理されている。
- 電気事業営業費用のうち、送配電部門に係る費用は、次の方法により抽出することにより整理されている。
- ① 電気事業営業費用は、発生 の 主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、地帯間購入電力料、他社購入電力料、送電費、変電費、配電費、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理されている。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理されている。
- ② ①で整理された一般管理費は、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「8部門」という。）に配分することにより整理されている。
- イ 一般管理費は、電気事業会計規則別表第2第5表（電気事業営業費用明細表）の費用項目（以下「営業費用項目」という。）ごとに、発生 の 主な原因に応じて、

可能な限り 8 部門に直課されている。

ロ イの整理により難い費用は、別表第 1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理されている。

(2) 水力発電費 ((1) により整理されたものを含み、水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。)、火力発電費 ((1) により整理されたものを含み、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。) 及び新エネルギー等発電費 ((1) により整理されたものを含み、新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。) (以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。) のうち離島供給に係る費用 (以下「離島供給費用」という。) 及び指定区域供給に係る費用 (以下「指定区域供給費用」という。) は、それぞれ、次の方法により抽出することにより整理されている。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用、指定区域供給費用又は離島等供給以外の費用 (以下「非離島等供給費用」という。) に直課されている。

② ①の整理により難い費用は、別表第 2. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理されている。

(3) 地帯間購入電源費は、送配電部門が購入した電気の料金に限られている。

(4) 地帯間購入送電費は、電源線に係る費用が除かれている。

(5) 他社購入電源費は、送配電部門が購入した電気の料金に限り、再エネ特措法交付金相当額が除かれられている。

(6) 他社購入送電費は、電源線に係る費用が除かれている。

(7) 非化石証書購入費は、送配電部門が電気の販売に応じて使用する非化石証書に関する費用に限られている。

(8) 送電費 ((1) により整理されたもの及び発電所内に存する送電設備に係る電気事業営業費用を含む。) は、電源線に係る託送料及び減価償却費が除かれている。

(9) 変電費 ((1) により整理されたもの及び発電所内に存する変電設備に係る電気事業営業費用を含む。) は、電源線に係る託送料及び減価償却費が除かれている。

(10) 配電費 ((1) により整理されたもの及び発電所内に存する配電設備に係る電気事業営業費用を含む。) は、電源線に係る託送料及び減価償却費が除かれている。

(11) 販売費 ((1) により整理されたものを含む。) は、それぞれ次の方法により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に整理されており、非離島等供給費用は、それぞれ次の方法により、給電設備に係る費用 (以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用 (以下「販売需要家費用」という。) 並びにその他販売費用 (以下「一般販売費用」という。) に整理されており、給電費用から、一般送配電事業等に係る費用 (以下「ネットワーク給電費用」という。) を抽出す

ることにより整理され、販売需要家費用から、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク販売需要家費用」という。）を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク一般販売費用」という。）を抽出することにより整理されている。

- ① 販売費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用、指定区域供給費用又は非離島等供給費用に直課されている。
 - ② ①の整理により難しい費用は、別表第2. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に配分することにより整理されている。
 - ③ ①及び②により整理された非離島等供給費用は、次の方法により、ネットワーク給電費用、給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用（以下「非ネットワーク給電費用」という。）、ネットワーク販売需要家費用、販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用（以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。）、ネットワーク一般販売費用及び一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用（以下「非ネットワーク一般販売費用」という。）に整理されている。
- イ ①及び②により整理された非離島等供給費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課されている。
- ロ イの整理により難しい費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分されている。
- ハ イ及びロにより整理された給電費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課されている。
- ニ ハの整理により難しい費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理されている。
- ホ イ及びロにより整理された販売需要家費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に直課されている。
- ヘ ホの整理により難しい費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理されている。
- ト イ及びロにより整理された一般販売費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク

般販売費用に直課されている。

チ トの整理により難い費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理されている。

(12) (1) から (11) の整理に基づき、別紙第1表により部門共通費用帰属明細表が作成されている。

3. 本基準2. (2) 中の「その他に整理された費用」のうち、事業税、開発費、開発費償却及び電力振替勘定（貸方）が、当該額に料金収入比を乗じて得た額に限られていること。

4. 次に掲げる収益又は費用が、本基準5. に基づき、それぞれ次の比率又は方法により、次のとおり整理されていること。

(1) 財務収益 料金収入比

(2) 事業外収益（固定資産売却益を除く。） 料金収入比

(3) 固定資産売却益 発生 of 主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、固定資産帳簿価額比（電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額に占める送配電部門に係る電気事業固定資産の帳簿価額の合計額の割合をいう。以下同じ。）

(4) 特別利益 発生 of 主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、料金収入比

(5) 財務費用（電気事業に係るもの（支払利息を除く。）に限る。） 固定資産帳簿価額比

(6) 支払利息（電気事業に係るものに限る。） 電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額に占める送配電部門に係る電気事業固定資産（電源線に係るもの並びにリース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合

(7) 事業外費用（固定資産売却損を除く。） 費用比

(8) 固定資産売却損 発生 of 主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、固定資産帳簿価額比

(9) 特別損失 発生 of 主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、費用比

5. 業務設備及びその建設仮勘定から、2. (1)、(2) 及び (7-8) から (11) までの規定に準じて水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、ネットワーク需要家費用及びネットワーク一般販売

費用に対応する固定資産が抽出・整理され、別紙第2表により共用固定資産帰属明細表が作成されていること。

6. 本基準 13. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第1第10表を作成するに当たり、電気事業営業収益及び電気事業営業費用のうち、離島供給に係る営業収益及び費用が、次のとおり整理されていること。なお、(1)において離島ユニバーサルサービス単価とは、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第9条第1項又は電気事業法第18条第1項、第5項若しくは第8項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出(以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。)に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令(平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託送料金算定規則」という。)第9条第3項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。)第9条第3項において算定した総離島供給費に係る購入販売電源項目に旧託送料金算定規則第3-9条第1項又は託送料金算定規則第3-9条第1項において算定した離島供給費に係る水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、販売費及び託送料金算定規則第31条第2項において算定した特定変動額の合計額(離島における発電事業及び小売電気事業に係るものに限る。)を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第7条第1項又は託送料金算定規則第7条第1項において算定した離島供給に係る収益を控除したものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に係る電力量で除した額をいう。

(1) 離島供給に係る営業収益は、次の額の合計額である。

- ① 電灯料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金(次のイ及びロに掲げる額を除く。)に相当する額を除く。)
 - イ 離島ユニバーサルサービス費(離島ユニバーサルサービス単価に事業者が自ら行う離島供給に係る販売電力量(以下「離島供給需要」という。)(電灯料に係るものに限る。)を乗じて得た額に限る。)
 - ロ 離島供給に係る燃料費調整分(離島供給需要のうち、電灯料に係るものに限る。)
- ② 電力料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金(次のイ及びロに掲げる額を除く。)に相当する額を除く。)
 - イ 離島ユニバーサルサービス費(離島ユニバーサルサービス単価に離島供給需要(電力料に係るものに限る。)を乗じて得た額に限る。)
 - ロ 離島供給に係る燃料費調整分(離島供給需要のうち、電力料に係るものに限る。)

③ 他社販売電源料（離島供給の用に供するために販売した電気の料金に限る。）

④ 託送収益（接続供給託送収益）（次のイ及びロの合計額をいう。）

イ 離島ユニバーサルサービス費（離島ユニバーサルサービス単価に接続供給に係る販売電力量を乗じて得た額に限る。）

ロ 離島供給に係る燃料費調整分（接続供給託送収益のうち、離島供給に係る燃料費調整分に限る。）

⑤ 電気事業雑収益

送配電部門の収益として整理された電気事業雑収益（１．（７）①に掲げるものを除く。）に離島費用比（本基準２．及び３．に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める（２）に定めるところにより離島供給に係る営業費用として整理された額の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

⑥ 遅収加算料金（送配電部門の収益として整理された遅収加算料金に離島料金収入比（本基準１．及び３．に定めるところにより送配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（１．（７）①及び②に掲げるものを除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額に占める（１）に定めるところにより離島供給に係る営業収益として整理された額（電気事業雑収益及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限る。）

⑦ 社内取引収益（次の額の合計額をいう。）

イ 離島ユニバーサルサービス費相当額（離島ユニバーサルサービス単価に本基準３．（１）①イに定めるところにより整理された基準託送供給料金に相当する額に係る販売電力料に相当する電力量を乗じて得た額に限る。）

ロ 離島供給に係る燃料費調整分相当額（本基準３．（１）①イに定めるところにより整理された基準託送供給料金に相当する額のうち、離島供給に係る燃料費調整分に相当する額に限る。）

（２）離島供給に係る営業費用は、次の額の合計額である。

① 水力発電費（離島供給費用に限る。）

② 火力発電費（離島供給費用に限る。）

③ 新エネルギー等発電費（離島供給費用に限る。）

④ 他社購入電源費（離島供給の用に供するために購入した電気の料金に限り、~~再エネ特措法交付金相当額を除く。~~）

⑤ 非化石証書購入費（離島供給の用に供する電気の販売に応じて使用する非化石証書に関する費用に限る。）

⑥ 販売費（離島供給費用に限る。）

（３）その他収益は、次の額の合計額である。

- ① 財務収益（送配電部門の収益として整理された財務収益に離島料金収入比を乗じて得た額に限る。）
 - ② 事業外収益（固定資産売却益を除く。送配電部門の収益として整理された事業外収益に離島料金収入比を乗じて得た額に限る。）
 - ③ 固定資産売却益（次の額の合計額である。）
 - イ 送配電部門の収益として整理された固定資産売却益のうち、発生の主な原因に応じて離島供給に係るものとして直課した額
 - ロ 送配電部門の収益として整理された固定資産売却益のうち、発生の主な原因に応じて離島供給又は離島供給以外に係るものとして直課した額を除いた額に離島固定資産帳簿価額比（送配電部門に係る電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額に占める離島供給に係る電気事業固定資産の帳簿価額の合計額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
 - ④ 特別利益（次の額の合計額である。）
 - イ 送配電部門の収益として整理された特別利益のうち、発生の主な原因に応じて離島供給に係るものとして直課した額
 - ロ 送配電部門の収益として整理された特別利益のうち、発生の主な原因に応じて離島供給又は離島供給以外に係るものとして直課した額を除いた額に離島料金収入比を乗じて得た額
- (4) その他費用は、次の額の合計額である。
- ① 財務費用（送配電部門の費用として整理された財務費用（支払利息を除く。）に離島固定資産帳簿価額比を乗じて得た額に限る。）
 - ② 支払利息（送配電部門の費用として整理された支払利息に、送配電部門に係る電気事業固定資産（電源線に係るもの並びにリース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額に占める離島供給に係る電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合を乗じて得た額に限る。）
 - ③ 事業外費用（固定資産売却損を除く。送配電部門の費用として整理された事業外費用に離島費用比を乗じて得た額に限る。）
 - ④ 固定資産売却損（次の額の合計額である。）
 - イ 送配電部門の費用として整理された固定資産売却損のうち、発生の主な原因に応じて離島供給に係るものとして直課した額
 - ロ 送配電部門の費用として整理された固定資産売却損のうち、発生の主な原因に応じて離島供給又は離島供給以外に係るものとして直課した額を除いた額に離島固定資産帳簿価額比を乗じて得た額
 - ⑤ 特別損失（次の額の合計額である。）

- イ 送配電部門の費用として整理された特別損失のうち、発生 の主な原因に応じて離島供給に係るものとして直課した額
- ロ 送配電部門の費用として整理された特別損失のうち、発生 の主な原因に応じて離島供給又は離島供給以外に係るものとして直課した額を除いた額に離島費用比を乗じて得た額
- ⑥ 法人税等（税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額。ただし、零を下回る場合にあっては零。）

7. 本基準 14. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第 1 第 11 表を作成するに当たり、電気事業営業収益及び電気事業営業費用のうち、インバランス等取引に係る営業収益及び営業費用について、次のとおり整理されていること。

- (1) インバランス等取引に係る営業収益は、次の額の合計額である。
 - ① 地帯間販売電源料（電気の周波数の値の維持等及び需給調整市場における調整力に係るものを除く。）
 - ② 他社販売電源料（インバランス対応、追加供給電力量及び追加供給力に係るものに限る。）
 - ③ 託送収益（インバランス供給及びインバランス調整に係るものに限る。）
 - ④ 社内取引収益のうち、インバランス対応相当額取引収益及びインバランスの供給相当額取引収益の合計額
 - ⑤ 特別利益（インバランス調整に係るものに限る。）
- (2) インバランス等取引に係る営業費用は、次の額の合計額である。
 - ① 地帯間購入電源費（電気の周波数の値の維持等及び需給調整市場における調整力に係るものを除く。）
 - ② 他社購入電源費（インバランス対応、インバランス買取り、追加供給電力量及び追加供給力及び買取りに係るものに限る。）
 - ③ 社内取引費用のうち、インバランス対応相当額取引費用及びインバランスの買取相当額取引費用の合計額
 - ④ 特別損失（インバランス調整に係るものに限る。）

別表第 1. 活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	一般管理費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準

役員給与	直課された各部門 人員数比	—	直課され た人員数 比	—
給料手当	同上	—	同上	—
給料手当振替 額（貸方）	同上	—	同上	—
退職給与金	同上	—	同上	—
厚生費	同上	—	同上	—
雑給	同上	—	同上	—
消耗品費	同上	—	同上	—
修繕費	各部門業 務用建物 床面積比 （建物に ついて は、自己 所有物件 及び賃借 物件とす る。）	—	業務用建 物床面積 比（建物 について は、自己 所有物件 及び賃借 物件とす る。）	—
補償費	—	直課された各部門補 償費比	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業 務用建物 床面積比 （建物に ついて は、賃借 物件に限 る。）	—	業務用建 物床面積 比（建物 について は、賃借 物件に限 る。）	—
委託費	—	各部門業務用建物床 面積比（建物につい ては、自己所有物件 及び賃借物件とす る。）	—	業務用建物床面積比 （建物については、 自己所有物件及び賃 借物件とする。）

損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	各部門費用比又は直課された各部門普及開発関係費比	—	—
養成費	直課された各部門人員数比	—	直課された人員数比	—
研究費	—	直課された研究費比	—	直課された人員数比
諸費	—	直課された各部門人員数比	—	同上
貸倒損	—	—	直課された貸倒損比	—
固定資産税	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
雑税	—	直課された各部門雑税支出額比	—	直課された人員数比
減価償却費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—

固定資産除却費	同上	—	同上	—
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別帳簿原価比	—	—	直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	各部門費用比	—	同上

別表第2. 活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー等発電費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	—	直課された人員数比	直課された人員数比	—
給料手当	—	同上	同上	—
給料手当振替額（貸方）	—	同上	同上	—
退職給与金	—	同上	同上	—
委託集金費	—	—	契約口数比	—
厚生費	—	直課された人員数比	直課された人員数比	—
雑給	—	同上	同上	—
消耗品費	—	同上	同上	—
修繕費	発電設備の認可出力比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
水利使用料	—	発電設備の認可出力比	—	—
補償費	—	発電設備の箇	—	直課された人

		所数比		員数比
賃借料	—	発電設備の認可出力比	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
委託費	—	発電設備の認可出力比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
損害保険料	—	発電設備の箇所数比	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	発電設備の帳簿原価比	契約口数比	—
養成費	—	同上	直課された人員数比	—
研究費	—	同上	—	直課された人員数比
諸費	—	同上	—	同上
貸倒損	—	—	契約口数比	—
固定資産税	発電設備の帳簿価額比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
雑税	—	発電設備の帳簿原価比	—	直課された人員数比
減価償却費	発電設備の帳簿価額比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
固定資産除却費	同上	—	同上	—

共有設備費等分 担額	—	発電設備の帳 簿原価比	—	—
共有設備費等分 担額（貸方）	—	同上	—	—
建設分担関連費 振替額（貸方）	発電設備の帳 簿原価比	—	—	直課された人 員数比
附帯事業営業費 用分担関連費振 替額（貸方）	—	発電設備の帳 簿原価比	—	同上

附則

この確認事項は、決定の日から施行し、平成28年4月1日以後に終了する事業年度に係る監査について適用する。

附則（20180329 電委第1号）

この確認事項は、平成29年4月1日以後に終了する事業年度に係る監査について適用する。

附則（20190327 電委第4号）

この確認事項は、平成30年4月1日以後に終了する事業年度に係る監査について適用する。

附則（●●●●電委第●号）

この確認事項は、施行の日から適用する。

電気事業の託送供給等収支に関する監査について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正	現 行
<p>電気事業の託送供給等収支に関する監査について</p> <p style="text-align: right;">改正 令和4年6月●日 ●●電委第●号</p> <p>(略)</p> <p>1. 電気事業営業収益のうち、送配電部門の収益が、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1 「事業者に係る託送供給等収支配分基準」(以下「本基準」という。)1.に基づき、次のとおり整理されていること。</p> <p>(1) 電灯料は、<u>離島等供給</u>及び最終保障供給に係る収益に限られている。</p> <p>(2) 電力料は、<u>離島等供給</u>及び最終保障供給に係る収益に限られている。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 電気事業雑収益は、次の額の合計額である。</p> <p>① <u>接続検討料収益</u>、<u>自家発並列料</u>(発電設備の系統連系に伴い不可避免的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益をいう。)及び<u>災害等扶助交付金</u></p> <p>② 契約超過金収益、違約金収益、延滞利息収益(小売電気</p>	<p>電気事業の託送供給等収支に関する監査について</p> <p>(略)</p> <p>1. 電気事業営業収益のうち、送配電部門の収益が、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1 「事業者に係る託送供給等収支配分基準」(以下「本基準」という。)1.に基づき、次のとおり整理されていること。</p> <p>(1) 電灯料は、<u>離島供給</u>及び最終保障供給に係る収益に限られており、<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金</u>(以下「<u>再エネ特措法賦課金</u>」という。)が除かれている。</p> <p>(2) 電力料は、<u>離島供給</u>及び最終保障供給に係る収益に限られており、<u>再エネ特措法賦課金</u>が除かれている。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 電気事業雑収益は、次の額の合計額である。</p> <p>① <u>接続検討料収益</u>、<u>変更賦課金収益</u>及び<u>自家発並列料</u>(発電設備の系統連系に伴い不可避免的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益をいう。)</p> <p>② 契約超過金収益、違約金収益、延滞利息収益(小売電気</p>

事業に係る料金又は託送供給等に係る料金の支払期日経過後に発生する利息に係る収益をいう。) 、臨時工事費収益、諸工料収益、検査料収益及び諸弁償代収益(電気工作物等の設備の賠償に伴い受領した収益をいう。)(以下「契約超過金収益等」と総称する。))のうち、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に基づき収受した収益

③ (略)

(8) (略)

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2.

(1)に基づき、次のとおり整理されていること。

(1) 一般管理費は、次のとおり整理されている。

電気事業営業費用のうち、送配電部門に係る費用は、次の方法により抽出することにより整理されている。

① 電気事業営業費用は、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、地帯間購入電力料、他社購入電力料、送電費、変電費、配電費、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理されている。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理されている。

② (略)

(2) 水力発電費((1)により整理されたものを含み、水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気

事業に係る料金又は託送供給等に係る料金の支払期日経過後に発生する利息に係る収益をいう。) 、臨時工事費収益、諸工料収益、検査料収益及び諸弁償代収益(電気工作物等の設備の賠償に伴い受領した収益をいう。)(以下「契約超過金収益等」と総称する。))のうち、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款に基づき収受した収益

③ (略)

(8) (略)

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2.

(1)に基づき、次のとおり整理されていること。

(1) 一般管理費は、次のとおり整理されている。

電気事業営業費用のうち、送配電部門に係る費用は、次の方法により抽出することにより整理されている。

① 電気事業営業費用は、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、地帯間購入電力料、他社購入電力料、送電費、変電費、配電費、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費及びその他に整理されている。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理されている。

② (略)

(2) 水力発電費((1)により整理されたものを含み、水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気

事業営業費用を除く。)、火力発電費((1)により整理されたものを含み、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。)及び新エネルギー等発電費((1)により整理されたものを含み、新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。)(以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。)のうち離島供給に係る費用(以下「離島供給費用」という。)及び指定区域供給に係る費用(以下「指定区域供給費用」という。)は、それぞれ、次の方法により抽出することにより整理されている。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用、指定区域供給費用又は離島等供給以外の費用(以下「非離島等供給費用」という。)に直課されている。

② (略)

(3)、(4) (略)

(5) 他社購入電源費は、送配電部門が購入した電気の料金に限られている。

(6)～(10) (略)

(11) 販売費((1)により整理されたものを含む。)は、それぞれ次の方法により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に整理されており、非離島等供給費用は、それぞれ次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に整理されており、給電費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」という。)を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売

事業営業費用を除く。)、火力発電費((1)により整理されたものを含み、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。)及び新エネルギー等発電費((1)により整理されたものを含み、新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。)(以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。)のうち離島供給に係る費用(以下「離島供給費用」という。)は、それぞれ、次の方法により抽出することにより整理されている。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は離島供給以外の費用(以下「非離島供給費用」という。)に直課されている。

② (略)

(3)、(4) (略)

(5) 他社購入電源費は、送配電部門が購入した電気の料金に限り、再エネ特措法交付金相当額が除かれている。

(6)～(10) (略)

(11) 販売費((1)により整理されたものを含む。)は、それぞれ次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理されており、非離島供給費用は、それぞれ次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に整理されており、給電費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」という。)を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売需要家費用」という。)を抽

需要家費用」という。)を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。)を抽出することにより整理されている。

① 販売費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用、指定区域供給費用又は非離島等供給費用に直課されている。

② ①の整理により難しい費用は、別表第2.に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に配分することにより整理されている。

③ ①及び②により整理された非離島等供給費用は、次の方法により、ネットワーク給電費用、給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用(以下「非ネットワーク給電費用」という。)、ネットワーク販売需要家費用、販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用(以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。)、ネットワーク一般販売費用及び一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用(以下「非ネットワーク一般販売費用」という。)に整理されている。

イ ①及び②により整理された非離島等供給費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課されている。

ロ～チ (略)

(12) (略)

3. 4. (略)

出することにより整理され、一般販売費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。)を抽出することにより整理されている。

① 販売費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課されている。

② ①の整理により難しい費用は、別表第2.に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用及び非離島供給費用に配分することにより整理されている。

③ ①及び②により整理された非離島供給費用は、次の方法により、ネットワーク給電費用、給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用(以下「非ネットワーク給電費用」という。)、ネットワーク販売需要家費用、販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用(以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。)、ネットワーク一般販売費用及び一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用(以下「非ネットワーク一般販売費用」という。)に整理されている。

イ ①及び②により整理された非離島供給費用は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課されている。

ロ～チ (略)

(12) (略)

3. 4. (略)

5. 業務設備及びその建設仮勘定から、2. (1)、(2)及び(8)から(11)までの規定に準じて水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、ネットワーク需要家費用及びネットワーク一般販売費用に対応する固定資産が抽出・整理され、別紙第2表により共用固定資産帰属明細表が作成されていること。

6. 本基準 13. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第 1 第 10 表を作成するに当たり、電気事業営業収益及び電気事業営業費用のうち、離島供給に係る営業収益及び費用が、次のとおり整理されていること。なお、(1)において離島ユニバーサルサービス単価とは、電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)附則第 9 条第 1 項又は電気事業法第 18 条第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出(以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。)に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 9 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令(平成 27 年経済産業省令第 57 号。以下「旧託送料金算定規則」という。)第 9 条第 3 項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成 28 年経済産業省令第 22 号。以下「託送料金算定規則」という。)第 9 条第 3 項において算定した離島供給費に係る購入販売電源項目に旧託送料金算定規則第 9 条第 1 項又は託送料金算定規則第 9 条第 1 項において算定した離島供給費に係る水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、販売費及び託送料金算定規則第 31 条第 2 項において算定した特定変動額の合計額(離島における発電事業及び小売電気事業に係るものに限る。)を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第 7 条第 1 項又は託送料金算定規則第

5. 業務設備及びその建設仮勘定から、2. (1)、(2)及び(7)から(11)までの規定に準じて水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、ネットワーク需要家費用及びネットワーク一般販売費用に対応する固定資産が抽出・整理され、別紙第2表により共用固定資産帰属明細表が作成されていること。

6. 本基準 13. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第 1 第 10 表を作成するに当たり、電気事業営業収益及び電気事業営業費用のうち、離島供給に係る営業収益及び費用が、次のとおり整理されていること。なお、(1)において離島ユニバーサルサービス単価とは、電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)附則第 9 条第 1 項又は電気事業法第 18 条第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出(以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。)に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 9 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令(平成 27 年経済産業省令第 57 号。以下「旧託送料金算定規則」という。)第 9 条第 3 項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成 28 年経済産業省令第 22 号。以下「託送料金算定規則」という。)第 9 条第 3 項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第 3 条第 1 項又は託送料金算定規則第 3 条第 1 項において算定した離島供給費に係る販売費及び託送料金算定規則第 31 条第 2 項において算定した特定変動額の合計額(離島における発電事業及び小売電気事業に係るものに限る。)を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第 7 条第 1 項又は託送料金算定規則第 7 条第 1 項において算定した離島供給に係る収益を控除したものの額

7条第1項において算定した離島供給に係る収益を控除したものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に係る電力量で除した額をいう。

(1) (略)

(2) 離島供給に係る営業費用は、次の額の合計額である。

①～③ (略)

④ 他社購入電源費（離島供給の用に供するために購入した電気の料金の限る。）

⑤、⑥ (略)

(3)、(4) (略)

7. 本基準 14. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第1第 11 表を作成するに当たり、インバランス等取引に係る収益及び費用について、次のとおり整理されていること。

(1) インバランス等取引に係る収益は、次の額の合計額である。

① 地帯間販売電源料（電気の周波数の値の維持等及び需給調整市場における調整力に係るものを除く。）

② 他社販売電源料（インバランス対応、追加供給電力量及び追加供給力に係るものに限る。）

③ 託送収益（インバランス供給及びインバランス調整に係るものに限る。）

④ 社内取引収益のうち、インバランス対応相当額取引収益及びインバランスの供給相当額取引収益の合計額

⑤ 特別利益（インバランス調整に係るものに限る。）

(2) インバランス等取引に係る費用は、次の額の合計額である。

を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に係る電力量で除した額をいう。

(1) (略)

(2) 離島供給に係る営業費用は、次の額の合計額である。

①～③ (略)

④ 他社購入電源費（離島供給の用に供するために購入した電気の料金の限り、再エネ特措法交付金相当額を除く。）

⑤、⑥ (略)

(3)、(4) (略)

7. 本基準 14. に基づき電気事業託送供給等収支計算規則様式第1第 11 表を作成するに当たり、電気事業営業収益及び電気事業営業費用のうち、インバランス取引に係る営業収益及び営業費用について、次のとおり整理されていること。

(1) インバランス取引に係る営業収益は、次の額の合計額である。

① 地帯間販売電源料（電気の周波数の値の維持等に係るものを除く。）

② 他社販売電源料（インバランス対応に係るものに限る。）

③ 託送収益（インバランス供給に係るものに限る。）

④ 社内取引収益のうち、インバランス対応相当額取引収益及びインバランスの供給相当額取引収益の合計額
[新設]

(2) インバランス取引に係る営業費用は、次の額の合計額である。

<p>① 地帯間購入電源費（電気の周波数の値の維持等及び需給調整市場における調整力に係るものを除く。）</p> <p>② 他社購入電源費（インバランス対応、<u>インバランス買取り、追加供給電力量及び追加供給力</u>に係るものに限る。）</p> <p>③ 社内取引費用のうち、インバランス対応相当額取引費用及びインバランスの買取相当額取引費用の合計額</p> <p>④ <u>特別損失（インバランス調整に係るものに限る。）</u></p> <p>別表第1．（略）</p> <p>別表第2．（略）</p> <p>別紙第1表（略）</p> <p>別紙第2表（略）</p> <p>附則（2022●●●●電委第●号） <u>この確認事項は、施行の日から適用する。</u></p>	<p>① 地帯間購入電源費（電気の周波数の値の維持等に係るものを除く。）</p> <p>② 他社購入電源費（インバランス対応及び<u>買取り</u>に係るものに限る。）</p> <p>③ 社内取引費用のうち、インバランス対応相当額取引費用及びインバランスの買取相当額取引費用の合計額 [新設]</p> <p>別表第1．（略）</p> <p>別表第2．（略）</p> <p>別紙第1表（略）</p> <p>別紙第2表（略）</p>
---	---